

○岩手県警察サイバー犯罪等対処能力検定実施要綱の制定について

令和1年10月11日
岩生安第107号
岩警務第83号 警察本部長
岩警備第52号

〔沿革〕 令和3年3月岩生安第17号・岩警務第25号・岩警備第12号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩手県警察におけるサイバー犯罪捜査検定については、岩手県警察サイバー犯罪捜査検定実施要綱の制定について（平成25年3月7日付け岩生安第19号、岩警務第9号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の更なる強化を図るため、警察職員のサイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処（以下「サイバー犯罪等対処」という。）に関する能力についての検定（以下「能力検定」という。）について、別添のとおり「岩手県警察サイバー犯罪等対処能力検定実施要綱」を定め、令和元年10月15日から施行することとしたので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

岩手県警察サイバー犯罪等対処能力検定実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、警察職員のサイバー犯罪等対処に関する知識及び技能の向上に資するために実施する能力検定に関し必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の級位及び実施機関）

第2 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行うものとし、次の各号に掲げる級位の区分に応じ、当該各号に掲げる機関が実施する。

- (1) 初級及び中級 岩手県警察
- (2) 上級 警察庁

2 上級の能力検定の実施については、警察庁の定めるところによる。

（能力検定の受検対象）

第3 能力検定の受検対象は、全ての警察職員とする。

（能力検定の受検資格）

第4 能力検定の受検資格は、次の各号に掲げる級位の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初級 能力検定に係る資格を有しない者
- (2) 中級 初級の能力検定に合格した者

（能力検定の実施等）

第5 本部長は、生活安全部長に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができる。この場合において、生活安全部サイバー犯罪対策課長は、生活安全部長を補佐する。

（能力検定の実施結果報告）

第6 生活安全部長は、能力検定を実施したときは、その結果を本部長に報告するものとする。

（能力検定の対象となる知識及び技能）

第7 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表1の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施方法)

第8 能力検定は、それぞれの級位について少なくとも毎年度1回行う。

2 能力検定の出題範囲は別表2に定めるとおりとし、特定の項目に偏ることのないようにする。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した技能試験により行う。

(合格基準)

第9 能力検定は、70パーセント以上の成績であることをもって合格とする。ただし、筆記試験及び技能試験の両方を実施する場合は、それぞれ70パーセント以上の成績であることをもって合格とする。

(特例合格等)

第10 生活安全部長は、次に掲げる者を、初級又は中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者として、本部長に報告するものとする。

(1) 初級

ア サイバー犯罪等対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認める者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)が実施する基本情報技術者試験に合格した者

(イ) IPAが実施する応用情報技術者試験に合格した者

(ウ) IPAが実施する情報処理安全確保支援士試験に合格した者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者(以下「情報処理安全確保支援士試験に合格した者等」という。)

(エ) その他別途定める資格を取得している者

イ 皇宮警察本部又は岩手県警察以外の都道府県警察(以下「都道府県警察等」という。)が実施した初級の能力検定に合格した者

(2) 中級

ア サイバー犯罪等対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認める者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) IPAが実施する応用情報技術者試験に合格した者

(イ) IPAが実施する情報処理安全確保支援士試験に合格した者等

(ウ) その他別途定める資格を取得している者

イ 都道府県警察等が実施した中級の能力検定に合格した者

2 本部長は、前項に規定する報告を受けたときは、能力検定を行わずに、当該者を当該級位の検定に合格したものとする。

3 前項の規定により中級の能力検定に合格した者は、初級の能力検定に合格したものとする。

4 岩手県警察サイバー犯罪捜査検定実施要綱の制定について(平成25年3月7日付け岩生安第19号、岩警務第9号)に基づいて実施した初級又は中級の検定に合格した者は、それぞれ初級又は中級の能力検定に合格したものとみなす。

(合格者台帳の作成)

第11 生活安全部長は、能力検定に合格した者について、別表3に定める事項を記載した合格者台帳を級位ごとに作成するものとする。

(合格者台帳の更新)

第12 生活安全部長は、異動、退職等により各級位における能力検定の合格者状況に変更が生じた場合又は上級の能力検定の合格者が警察庁が別に定める要件を満たしていない場合は、適宜合格者台帳の更新を行い、常に能力検定に合格した者の人数等の実態を把握するものとする。

(能力検定の受検の奨励等)

第13 本部長は、職員に対して能力検定の積極的な受検を奨励するとともに、能力検定の成績優秀者をサイバー犯罪等対処に係る専務員として登用し、又は能力検定の合格者に対して昇任試験における加点を行うなど、職員が積極的に能力検定を受検するような諸対策を推進するものとする。

(能力検定合格者の知識及び技能の維持向上)

第14 生活安全部長は、能力検定に合格した者の知識及び技能の継続的な維持向上を図るために必要な教養を実施するものとする。

(その他)

第15 本要綱に定めるもののほか、能力検定の実施に関する細目的事項については、別に定める。

別表 1

級位	知識及び技能
初級	1 サイバー犯罪及びサイバー攻撃並びにインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識 2 サイバー犯罪等対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー犯罪等対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの
中級	1 サイバー犯罪及びサイバー攻撃並びにインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識 2 サイバー犯罪等対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー犯罪等対処に従事するために必要なもの

別表 2

出題範囲		初級	中級
サイバー犯罪及びサイバー攻撃に関する知識	関係法令及び捜査手続に関すること	○	○
	情報技術の解析の活用に関すること		○
	痕跡等の追跡に関すること		○
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	各種インターネットサービスに関すること	○	○
	各種サーバ及びネットワークに関すること		○
	各種ログに関すること		○
	各種不正プログラムに関すること		○
サイバー犯罪等対処に関する知識及び技能	サイバー犯罪等対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの	○	○
	サイバー犯罪等対処に従事するために必要なもの		○

別表 3

合格者台帳に記載する合格者の情報	初級	中級	上級
職員番号	○	○	○
合格年月日	○	○	○
失効年月日			○
合格時の所属	○	○	○
現在の所属	○	○	○
階級	○	○	○
氏名 (漢字、ふりがな)	○	○	○
生年月日	○	○	○